

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 岡山県規則で定める立入検査等をする職員 の身分を示す証明書又は証票の様式の特 例に関する規則 【規則】 (県例規集登載)	行政改革推進室	人事委員会	担当課（室）
○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届 出 【告示】	指導監査室		
○ 知事指定薬物の指定 【公告】	医薬安全課		
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦 覧	経営支援課		
○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧	〃		
○ 基本測量の実施	監理課		
○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	都市計画課		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事 の完了	建築指導課		
○ 〃	〃		
○ 〃	〃		
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の 完了	〃		

目次		担当課（室）
○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規 則の一部を改正する規則 【人事委員会】 (県例規集登載)	人事委員会	担当課（室）
○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の 数及び三分の一の数 【選挙管理委員会】	選挙管理委員会	

◎岡山県規則第十三号

岡山県規則で定める立入検査等をする職員の身分を示す証明書又は証票の様式の特例に関する規則を次のように定める。

令和四年三月八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県規則で定める立入検査等をする職員の身分を示す証明書又は証票の様式の特例に関する規則

次に掲げる岡山県規則で定める立入検査等をする職員の身分を示す証明書又は証票については、当該規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- 一 岡山県県土保全条例施行規則（昭和四十八年岡山県規則第三十六号）
- 二 住民基本台帳法施行細則（平成十四年岡山県規則第九十九号）
- 三 岡山県消費生活条例施行規則（平成十七年岡山県規則第三十三号）
- 四 岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則（平成十一年岡山県規則第二十五号）
- 五 岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則（令和元年岡山県規則第三十七号）
- 六 岡山県児島湖環境保全条例施行規則（平成三年岡山県規則第四十八号）
- 七 岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（平成十四年岡山県規則第四十号）
- 八 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則（昭和六十年岡山県規則第五十四号）
- 九 岡山県立自然公園条例施行規則（昭和四十八年岡山県規則第四十六号）
- 十 岡山県自然保護条例施行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十七号）
- 十一 岡山県希少野生動植物保護条例施行規則（平成十五年岡山県規則第四百四号）
- 十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十八年岡山県規則第三百三十七号）
- 十三 臨床検査技師等に関する法律施行細則（昭和五十六年岡山県規則第五十号）
- 十四 岡山県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十三年岡山県規則第六十四号）
- 十五 児童福祉法等施行細則（昭和二十七年岡山県規則第四十三号）
- 十六 岡山県福祉のまちづくり条例施行規則（平成十二年岡山県規則第七十九号）
- 十七 貸金業法施行細則（昭和五十八年岡山県規則第五十五号）
- 十八 岡山県普通海域管理条例施行規則（平成十年岡山県規則第三十六号）
- 十九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成十三年岡山県規則第六十二号）
- 二十 都市計画法施行細則（昭和四十六年岡山県規則第三十七号）
- 二十一 岡山県宅地造成等規制法施行細則（昭和四十三年岡山県規則第三十一号）

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別記様式

(第1面)

第号

立入検査等をする職員の身分証明書

職名

氏名

生年月日年月生

年 月 日交付

年 月 日限り有効

岡山県知事

印

写真

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

備考 記載する法令の規定の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

◎岡山県告示第百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を廃止する旨の届出があった。

令和四年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 シェル
 - 2 所在地 笠岡市用之江八一〇番地一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 一般社団法人アンマー
 - 2 主たる事務所の所在地 笠岡市用之江八一〇番地一
- 三 廃止年月日 令和四年二月二十八日
- 四 事業所番号 三三一〇五〇〇三九六
- 五 サービスの種類 就労移行支援

◎岡山県告示第百三号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和四年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 エチル―二―「一―（五―フルオロペンチル）―一H―インドール―三―カルボキサミド」―三・三―ジメチルブタノアールト（通称名五F―EDMB―PICA、五F―EDMB―二二〇―）及びその塩類

2 二―（三―メトキシフェニル）―二―（プロピルアミノ）シクロヘキサ―一―オン（通称名Methoxpropamine、MXPr）及びその塩類

3 二―「（四―エトキシフェニル）メチル」―五―ニトロ―一―「二―（ピロリジン―一―イル）エチル」―一H―ベンゾ「d」イミダゾール（通称名Etonitazepine、N―Pyrrolidino Etonitazene）及びその塩類

4 一・二―ジフェニル―二―（ピロリジン―一―イル）エタン―一―オン（通称名α―D二PV、A―D二PV）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和四年三月九日から施行する。

〔九〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジュンテンドー長船店

所在地 瀬戸内市長船町服部字流田五〇五番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市遠田町二一七九番地一

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市遠田町二一七九番地一

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年十一月一日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千三百六十四平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 六十六台

(2) 駐車場の収容台数 十六台

(3) 荷さばき施設の面積 四八平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 十・八立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前七時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後九時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後九時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 一箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和四年二月二十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年三月八日から同年七月八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課

〔九一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年三月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 笠岡シーサイドモール

所在地 笠岡市笠岡二三八八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社せとうちエステート

住所 笠岡市笠岡二三八八番地

代表者の氏名 代表取締役 山本 大介

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

シーサイドモール棟南側平面 二百三十一台
シーサイドモール棟屋上 三百六台

立体駐車場二階 百台

立体駐車場三階 百台

立体駐車場四階 百台

立体駐車場屋上 百七台

合計 九百四十四台

(変更後)

シーサイドモール棟南側 二百十台
シーサイドモール棟屋上 二百二十一台

立体駐車場二階 九十五台

立体駐車場三階 百台

立体駐車場四階 二十六台

立体駐車場屋上 四十一台

合計 六百九十三台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

シーサイドモール棟北西 二百七十台
シーサイドモール棟南東 十台

シーサイドモール棟北東 三十八台

シーサイドモール棟北東 十四台

サテライト笠岡棟南西 四十四台

合計 三百七十六台

(変更後)

シーサイドモール棟北西 二百七十台
シーサイドモール棟南東 十台

シーサイドモール棟北東 三十八台

シーサイドモール棟北東 十四台

サテライト笠岡棟南西 四十四台

令和4年3月8日 岡山県公報 第12376号

飲食店舗南東 十三台	
合計 三百八十九台	
4	変更年月日
令和四年三月十九日ほか	
二	届出年月日
令和四年二月二十八日	
三	縦覧の期間及び場所
1	縦覧の期間
令和四年三月八日から同年七月八日まで	
2	縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び笠岡市産業部商工観光課	

〔九二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

令和四年三月八日
岡山県知事 伊原 木 隆 太

測 量 区 域	測 量 の 種 類	測 量 期 間
岡山市、倉敷市、津山市、笠岡市、高梁市、新見市、瀬戸内市、真庭市、美作市、和气町、新庄村、鏡野町、美咲町	基本測量（電子基準点測量）	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

令和4年3月8日 岡山県公報 第12376号

〔九三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により備前市から備前都市計画用途地域についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年三月八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 都市計画の種類

備前都市計画用途地域

二 都市計画の変更年月日

令和四年二月二十二日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、備前市産業部都市住宅課において縦覧に供する。

〔九四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小田郡矢掛町小田字西茅原四〇九一―三、四〇九二―二、四〇九四―二、四〇九五、四〇九六―二、四〇九七―二、四〇九八―三、四〇九九、四一〇一―三、字熊ノ前四二―九一―三、四二二〇―一、四二二一―三、四二二二―一、四二二二―四、字西茅原四〇九一―三地先から四一〇〇地先まで道、字熊ノ前四二―九一―三地先から四二二二―七地先まで水

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

小田郡矢掛町矢掛三〇一八

矢掛町土地開発公社

理事長 山野 通彦

三 許可年月日及び許可番号

令和三年四月二十六日岡山県指令建指第二七号

令和4年3月8日 岡山県公報 第12376号

〔九五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市新本字窪七〇八〇一一、七〇八〇一五、七〇八〇一七、七〇八〇一九、七
〇八〇一一〇、七〇八〇一一一、七〇八一一五、七〇八一一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市新本七〇八〇一一

大山 裕太

大山 茂樹

三 許可年月日及び許可番号

令和四年一月二十八日岡山県指令建指第三九七号

〔九六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字赤坂四三六―四、四三六―五、四三七―六、四三七―一、四三七

―一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南二丁目四〇―六

山岡 正弥

山岡美代子

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十二月八日岡山県指令建指第三四一号

〔九七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和四年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小田郡矢掛町小田字西茅原四〇九一―三、四〇九二―二、四〇九四―二、四〇九五、四〇九六―二、四〇九七―二、四〇九八―三、四〇九九、四一〇一―三、字熊ノ前四二―一九―三、四二二〇―一、四二二一―三、四二二二―一、四二二二―四、字西茅原四〇九一―三地先から四一〇〇地先まで道、字熊ノ前四二―一九―三地先から四二二二―七地先まで水

二 公共施設の種類

道路、公園、水路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

小田郡矢掛町矢掛三〇一八

矢掛町土地開発公社

理事長 山野 通彦

五 許可年月日及び許可番号

令和三年四月二十六日岡山県指令建指第二七号

◎岡山県人事委員会規則第十三号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年三月八日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表警察の項中

困難な業務を所掌する参事官

を

困難な業務を所掌する参事官
運転免許センター長

に改める。

別表第一ロの表警察の項中

総務統括官

を

統括官

に改める。

附 則

この規則は、令和四年三月十一日から施行する。

◎岡山県選管告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年三月八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、三四一

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九五、八七九

三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八四、二五八	高梁市	八、一五〇
岡山市中区	四〇、三〇八	新見市	八、〇九七
岡山市東区	二六、一四四	備前市・和気郡	一三、四三四
岡山市南区	四六、二七七	瀬戸内市	一〇、三九五
倉敷市・都窪郡	一三四、三〇一	赤磐市	一二、〇九二
津山市・苫田郡・勝田郡	三五、六七五	真庭市・真庭郡	一二、六三九
玉野市	一六、四九一	美作市・英田郡	八、〇一三
笠岡市	一三、三七〇	浅口市・浅口郡	一二、六四七
井原市・小田郡	一五、〇二五	久米郡	五、二一七
総社市	一八、八五一		